

仕様書

1 保険補償額及び免責額

- (1) 対人補償 無制限
- (2) 対物補償 1,000万円補償（免責額無し）以上
- (3) 車両補償 車両時価額（免責額無し）
- (4) 人身傷害・搭乗者傷害補償 1名につき3,000万円補償以上
※契約業者が定める約款等で、搭乗者に対する補償限度額が上記金額より高額に設定されている場合は、これを適用することとする。
- (5) 休業補償（ノン・オペレーションチャージ）は、単価に含む。

2 その他

(1) 使用単位

ア 日割り

1日は24時間を単位とし、返却予定時間からの超過時間が1時間未満の場合、超過時間分は支払の対象外とする。

イ 月極め

1か月は暦月とし、民法第143条第2項の規定に基づく暦による期間の計算による。ただし、借受開始時間を起算とし、返却日時は契約業者の規定に基づくものとする。

ウ 使用日数に日割り単価を乗じて得た額が月極め単価を超過する場合は、月極め単価相当額とする。

(2) 車両の引渡しは、日本国内の熊本県警察が指定する営業所等とする。

なお、引渡しを希望する営業所等で希望する車両の手配ができない場合等は、近隣の営業所等から配車を行うなど調整を図り、可能な限り借受側の希望に応じるものとする。

(3) 車両の借受中、用務の都合上やむを得ず当初の予定期間を延長又は中途返却する場合がある。

予定変更の必要が生じた場合は、借受側が事前に契約業者に連絡することとし、予約キャンセル及び中途返却に要する費用について借受側は負担しないものとする。

(4) 車両を借り受ける際は、状況に応じてプライバシーガラス、カーナビゲーション機器等が装備された車両を必要条件として示す場合があるので、これに応じるものとする。

(5) 契約業者は、点検整備して燃料を満タンにした車両を引渡し、借受側は、燃料を満タンにして返却するものとする。

(6) 契約業者は、借受側が車両を借受場所以外の営業所等に返却する場合の料金（乗捨て料金等）について、契約業者の規定に基づく所要経費を加算して、借受側に請求できるものとする。

(7) その他の使用に関して、契約書及び本仕様書に記載のない事項及び別に要する費用については、契約業者が定める約款等に基づくものとする。

また、疑義が生じた場合は、双方協議の上、これを定めるものとする。